

竹原市総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの基本理念及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想実現のための施策の方針と具体的な施策を体系的に示すものをいう。

(審議会の設置)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、竹原市総合計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、竹原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員25人以内で組織する。

3 委員は、当該事案の調査及び審議が完了したときは、その職を失う。

4 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第6条 基本計画は、市長が、基本構想に即して策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第8条 個別の行政分野において施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更する場合は、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年竹原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)